

(5) 独立

小型漁船漁業での独立に必要な支援制度を紹介します。

(1) 漁船や漁労機器取得支援

① 沿岸漁業改善資金

- ・ 新規就業者の経営開始や経営改善に必要な漁船や漁労機器の取得費用などを無利子で県が直接貸与します（償還期間は概ね7年間、年1回元金均等償還）。
- ・ 要連帯保証人（原則千葉県内在住で、300万円未満1人、300万円以上2人）
- ・ 利用に当たっては県、所属漁協、信漁連に御相談ください。

② 漁業近代化資金

- ・ 漁業経営の近代化を図るため、省エネ型機関などの取得費用などを低利子で信漁連が融資します。
- ・ 連帯保証人不要（ただし、一定額以上は全国漁業信用基金協会の債務保証が必要）
- ・ 利用に当たっては信漁連に御相談ください。

③ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）

- ・ 中核的漁業者を対象に漁業所得を5年以内に10%以上向上させることを目標に、所得向上の取組に必要な漁船等の導入をリース方式により支援します（取得費用1/2、貸付利息全額補助）。
- ・ 希望される場合は事前に県、千葉県漁船リース事業協会、所属漁協などに御相談ください。

④ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

- ・ 地域における資源管理の強化と所得向上の両立に必要な漁船や漁具等のリース方式による導入を支援します（取得費用1/2、貸付利息全額補助）。
- ・ 希望される場合は、所属漁協に御相談ください。

⑤ 新規漁業者対策事業（船橋市事業）

- ・ 船橋市漁協で新規にみなし組合員となった者の漁船・漁具等の取得を補助します（補助率1/2以内又は100万円以下のいずれか低い金額）。
- ・ 詳細は船橋市農水産課までお問い合わせください（電話047-436-2492）

(2) 経営資金支援

① 農林漁業セーフティネット資金

- ・ 農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来たした場合に長期運転資金（原則最大600万円、償還期間10年以内）を低利子で日本政策金融公庫が融資します。
- ・ 利用に当たっては、信漁連に御相談ください。

(3) 経営安定化支援

① 漁業共済制度

- ・ 不漁、魚価安、自然災害等による損失を補てんする制度です。
- ・ 独立自営した新規就業者については、漁獲実績の無い1年目には加入できません。また、漁獲実績が5年になるまでは補償限度額が一定率控除されます。
- ・ 加入には所属漁協に御相談してください。制度については千葉県漁業共済組合又は千葉県団体指導課にお問い合わせください。

(4) 操業時の事故等の支援

① 漁船保険

- ・ 漁船につき不慮の事故による損害の復旧を容易にすること、漁船の運航に伴う費用の負担及び賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止するための漁船に係る保険です。主に、沈没、座礁などの事故による損害に対する普通損害保険、衝突した際の第三者への賠償責任や乗組員の事故に対する漁船船主責任保険、船主（漁船の乗組員）の死亡・行方不明・後遺障害に対する漁船乗組船主保険などがあります。義務加入トン数のある普通損害保険については、国から保険料が補助され、自己負担が軽減されています。

(5) その他共済制度

① ノリコー（乗組員厚生共済）

- ・ 不慮の事故による万一の場合と後遺障害を保障し、さらに特約を付加することで、入院・手術、通院や、病気による万一の場合も保障する1年以内の短期の共済。利用目的によって漁業従事者や乗組員を対象にした傷害共済契約、船員保険や労災保険の上積み保障として従業員を対象とした漁業労働災害共済契約などがあります。